

# 奈良県学校教育の指導方針

## 学校教育の目標

日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。

## 具体目標

- 基礎的な知識・技能を習得させ、これらを活用した思考力等を育むとともに、主体的に学ぶ態度を養う。
- 真理を求め、生命を尊び、自然を愛し、崇高なものに感動する心を育てる。
- 正しい判断力と強い意志を養い、規範意識を高め、自律的な生活態度を育てる。
- 勤労観・職業観を養い、主体的に進路を選択する能力を育てる。
- 自他敬愛に基づく人間関係を深め、社会連帯の精神と社会に貢献する態度を養う。
- 郷土や自国に対する理解と愛情を培い、国際理解を深めることを通して、互いに尊重し合う態度を養う。
- 健康的な生活習慣を養うとともに、自発的・自主的な体育的活動をすすめ、たくましい心身を育てる。

## 確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識・技能並びに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等や主体的に学ぶ態度までを含めたものであり、主体的・対話的で深い学びの実現を図りながら育むことが大切である。

## 豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他の人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、豊かな体験活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面で育むことが大切である。

## たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通して育むことが大切である。

## 指導目標

### 基礎・基本の定着を図り、それらを活用する力を育む

#### 確かな学力の育成

- 〈幼稚園等※〉身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育の見方・考え方を生かし、小学校以降の生活や学習の基盤につながる思考力、判断力、表現力等の基礎を養う。
- 〈小学校〉児童の発達段階に応じた指導の充実を図り、幼稚園等の教育内容や中学校での学習内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- 〈中学校〉生徒の発達段階に応じた指導の充実を図り、小学校や高等学校での学習内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- 〈高等学校〉中学校までの学習の成果を踏まえ、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせた学習の過程を重視し、知識・技能を習得させるとともに、これらを活用した思考力、判断力、表現力等を育成する。
- 〈特別支援学校〉障害の状態や特性及び発達の段階等に応じて、個別の指導計画に基づく適切な学習活動を展開し、思考力、判断力、表現力等を育成する。

### 正しく判断し、行動する力を育む

#### 豊かな人間性の育成

- 〈幼稚園等〉人々との関わりを深め、愛情や信頼感をもつとともに、身近な動植物に触れ、生命の不思議さや尊さに気付き、生命を大切にすることを育む。自分の力で行動することの充実感を味わい、してよいことや悪いことが分かり、相手の立場になって行動しようとする態度を養う。
- 〈小学校〉自分や他者を理解し、生命を大切にすることや人権を尊重する心、自律心、責任感、正義感を育む。集団宿泊活動や自然体験活動などを通して、基本的な生活習慣や社会生活上のルールを身に付けさせる。
- 〈中学校〉自分や他者への理解を深め、生命を大切にすることや人権を尊重する態度、自律心、責任感、正義感を育む。職場体験活動やボランティア活動などを通して、社会生活上のルールやマナーを身に付けさせ、社会参画しようとする態度を養う。
- 〈高等学校〉人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を深め、他者と共に主体的に生きる能力と態度を育てる。法やルールの意義を理解し、社会の一員としての自覚を深め、よりよい社会を築こうとする行動力を育む。
- 〈特別支援学校〉様々な経験を通して、自ら他の人に関わろうとする姿勢を養うとともに、集団の中における自分の役割を理解し、行動する力を育む。

### 進んで運動に取り組む力を育む

#### たくましい心身の育成

- 〈幼稚園等〉充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 〈小学校〉運動との多様な関わりを通して、基本的な動きや技能を身に付け、自ら進んで運動に取り組む態度を養う。
- 〈中学校〉様々な運動の経験を通して、体力向上を図るとともに、積極的に運動に取り組む態度や生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する。
- 〈高等学校〉運動・スポーツに主体的に取り組むことにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を身に付けさせるとともに、自らの健康を保持増進できる実践力を育成する。
- 〈特別支援学校〉障害の状態や特性及び発達の段階等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、自ら考えたり、工夫したりしながら運動に取り組み、体力の向上を目指す。

※「幼稚園等」とは幼稚園のほか認定こども園を含む

※「小学校」には義務教育学校前期課程、「中学校」には義務教育学校後期課程をそれぞれ含む